

令和 8 年 度 事 業 計 画

(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで)

I 基 本 方 針

最近の畜産をめぐる情勢は、円安等により配合飼料価格の高止まりに加えて輸入粗飼料価格も引き続き高値で推移し、物価高が畜産物の消費に悪影響を及ぼしている中、畜産経営、特に大家畜経営にとっては引き続き大変厳しい状況が続いており、今後も予断を許さない状況である。

そのような中、我が国の畜産業界においては、人材確保や後継者不足、労働環境の改善、アニマルウェルフェアへの対応、家畜衛生対策といった課題が山積している。

特に家畜衛生面では、近隣諸国において口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱等の特定家畜伝染病が継続的に発生する中、国内では高病原性鳥インフルエンザが継続発生しており、本県においても令和 7 年 1 月に 13 事例発生し 186 万羽が殺処分された。また、豚熱については、飼養豚へのワクチン接種が進められ本県での発生はないものの、国内では発生が継続しており引き続き注意が必要である。一方、アフリカ豚熱については、韓国釜山や台湾での発生もあり、日本に侵入するリスクが非常に高まっている。これら特定家畜伝染病の農場への侵入を防ぐため、引き続き、より一層の家畜防疫・衛生体制の充実が求められている。

このため、国・県においては、畜産関連に大型予算を措置し、畜産クラスター事業をはじめ、担い手に対する重点的な各種施策を推進するとともに、家畜防疫・衛生対策や飼料高騰対策に関しても積極的な支援が実施されている。

こうした状況の下、本協会は今後とも社会から求められる公益事業を効果的かつ効率的に実施する必要がある。

そのため、畜産情勢や行政の施策展開を的確に捉えるとともに、会員団体や関係方面との有機的な連携を図り、地域と調和した安定的な畜産経営を継続するための支援をはじめ、畜産経営の基盤となる経営安定対策、畜産収益力強化対策、生産基盤拡大支援、担い手生産者や指導者の育成、家畜防疫対策、畜産物を介した消費者との交流や相互理解、並びに各種畜産情報の提供等に取り組み、本県における畜産の安定的な発展と、消費者に信頼される安全で安心な「あいちの畜産物」の安定生産・供給に寄与する。

II 事 業 の 実 施

1 公益目的事業

(1) 公 1 畜産物の価格変動により生ずる畜産経営体の損失を補填する事業

牛肉の輸入等に係る事情や生産資材価格の状況の変化等が国内肉用牛生産にもたらす影響を緩和するため、肉用子牛の価格が低落した場合や肥育経営における粗収益が生産コストを下回った場合に補填金等を交付して、肉用牛の再生産が確実に実施されるよう措置をし、消費者に安定的に牛肉を供給する。

ア 肉用子牛生産者補給金制度

- ・目的 肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、補給金交付契約を締結した肉用子牛生産者に対して肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った時に、販売若しくは保留をした子牛に対して補給金を交付する。
(第8業務対象年間：令和7年度～11年度の5年間)
- ・財源 平均売買価格が保証基準価格を下回り合理化目標価格まで：農畜産業振興機構10/10
平均売買価格が合理化目標価格を下回った額の9/10：生産者積立金1/4、農畜産業振興機構1/2（生産者積立助成金：肉用子牛生産者積立金補助金）、愛知県1/4（生産者積立助成金：肉用子牛価格安定対策事業補助金）
その他の財源：手数料等
- ・令和8年度保証価格及び合理化目標価格（単位：円）

品 種	保証基準価格	合理化目標価格
黒 毛 和 種	6 0 0 , 0 0 0	4 5 7 , 0 0 0
その他肉専用種	3 4 8 , 0 0 0	2 6 5 , 0 0 0
乳 用 種	1 7 4 , 0 0 0	1 1 9 , 0 0 0
交 雑 種	2 7 4 , 0 0 0	2 1 6 , 0 0 0

※保証基準価格・合理化目標価格は、令和7年度から黒毛和種で26千円・11千円、その他肉専用種で14千円・6千円、乳用種で10千円・9千円引き上げられた。交雑種は変更なし。

- ・個体登録計画

品 種	頭数(頭)	単価(円)	積立金造成計画(千円)
黒 毛 和 種	2, 2 0 0	1, 6 0 0	3, 5 2 0
その他肉専用種	0	2 0, 0 0 0	0
乳 用 種	8 0 0	5, 0 0 0	4, 0 0 0
交 雑 種	3, 0 0 0	2, 4 0 0	7, 2 0 0
計	6, 0 0 0	—	1 4, 7 2 0

※積立：機構1/2、県1/4、生産者1/4

イ 肉用牛肥育経営安定制度

- ・目的 畜産経営の安定に関する法律に基づき制度登録及び当協会と契約した肉用牛肥育経営体を対象にして、肉用肥育牛の標準的販売価格が標準的生産費を下回る収益性悪化時に、法律の規定に基づき算出された交付金額（販売価格と生産費差額の9/10）について、3/4の機構交付金と1/4の生産者基金から補填金を交付し、経営の安定を図る。
(第3業務対象年間：令和7年度～令和9年度)
- ・財源 機構交付金と肥育安定基金（生産者負担金で積立造成）及び手数料
- ・肥育安定基金造成計画（生産者負担金）

品 種	頭数(頭)	単価(円)	積立金造成計画(千円)
黒 毛 和 種	3, 8 0 0	5, 0 0 0	1 9, 0 0 0
交 雑 種	1 3, 9 0 0	1 7, 0 0 0	2 3 6, 3 0 0
乳 用 種	1, 1 0 0	1 8, 0 0 0	1 9, 8 0 0
計	1 8, 8 0 0	—	2 7 5, 1 0 0

(2) 公2 畜産経営の安定・向上と畜産の理解醸成に関する事業

国際化の進展や国内産地間競争の激化、畜産生産コストの上昇などで厳しさを増す畜産経営等に対して、経営や技術の改善のための適切な指導や情報提供を実施するとともに、消費者に対して畜産物への理解醸成を行い、畜産経営等を支援する。

ア 畜産経営体の経営・技術指導に関する事業

- ① 地域畜産支援指導等強化対策（愛知県補助金・地方競馬全国協会補助金・(公社)中央畜産会（委託金・助成金）・図書斡旋収入）
 - ・各種会議や調査による県内畜産団体との情報共有等を通じた畜産経営支援・家畜衛生指導の体制強化、ホームページによる情報提供等を実施する。
 - ・県域の家畜登録団体が実施する登録事業を支援する。
 - ・畜産クラスター事業に関する畜産経営体調査（全国推進事業）等を実施する。
 - ・全国段階における新たな経営指導指標の作成に必要な事例を調査する。
 - ・経営技術指導の一環として図書の斡旋を行う。
- ② 生産技術情報提供（(公社)中央畜産会委託金）

家畜生産基盤の強化を図るため、家畜生産性情報の収集や生産性の向上に関する農家指導を実施する。
- ③ 畜産特別資金等推進指導（(公社)中央畜産会補助金）

畜産特別資金借受者の経営改善を図るため、県・関係団体の協力を得て現地指導を実施するとともに、県協議会で指導成果と改善指導方法について検討・協議を行う。
- ④ 畜産近代化リース貸付指導（(公財)畜産近代化リース協会委託金）

畜産経営合理化のため、畜産近代化リース協会の貸付事業で設置された機械施設について管理状況等の確認指導を行うとともに、事業の普及啓発資料を作成・配布する。
- ⑤ 畜産クラスター機械導入体制強化（(公社)中央畜産会委託金）

中心的経営体の収益性向上に資するため、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）の機械導入事業の県域窓口団体として書類の点検等を実施する。
- ⑥ ICT化等機械装置等導入推進（畜産ICT）（(公社)中央畜産会委託金）

畜産農家の飼養管理技術の高度化等に資するため、ICT化等機械装置等導入事業（畜産ICT）の円滑な実施に向けて、県域窓口団体として書類の点検等を実施する。
- ⑦ 酪農労働省力化対策（楽酪GO）（(公社)中央畜産会委託金）

酪農家の労働負担軽減・省力化に資するため、酪農労働省力化対策事業（楽酪GO）の円滑な実施に向けて、県域窓口団体として書類の点検等を実施する。
- ⑧ 優良繁殖雌牛更新加速化（肉用牛）（(一社)全国肉用牛振興基金協会委託金）

和牛繁殖経営基盤の強化を図るため、高齢の繁殖雌牛から増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛に更新した場合に更新頭数に応じて奨励金を交付する事業について、県域窓口団体として取りまとめ等を行う。
- ⑨ 地域畜産支援指導等体制強化（(公社)中央畜産会委託金）
 - ・将来にわたり本県畜産を担う生産者を参集し、関係団体等との意見交換を行う。
 - ・生産者や関係団体からの相談、問合せ等に応じて情報収集分析や助言等を行う。
 - ・生産者や関係団体からの各種要望について、県内調整のうえ県・国に要請する。
 - ・地方競馬開催の支援促進として、あいち畜産フェスタにおいて、一般参加者を対象に愛知県畜産特別競走など名古屋競馬場開催レースをPRする。

⑩ 家畜防疫・衛生指導対策 ((公社)中央畜産会助成金)

家畜伝染病の発生予防、まん延防止等を確実かつ効率的なものとするため、地域における自衛防疫活動を推進するよう、防疫演習や飼養衛生管理基準に基づく防疫対策への取組の徹底、啓発等を行う。

また、家畜・畜産物の安全性を確保する上で重要な農場HACCP認証の取得を推進するとともに、農場HACCP認証に向けた構築指導を推進する。

⑪ 地域養豚生産衛生向上対策支援 ((公社)中央畜産会助成金)

養豚農場における生産性を著しく阻害する疾病(PRRS)の発生を低減し、まん延を防止させるため、地域自衛防疫組織等に対し、防疫対策等に係る経費の助成を行う。

⑫ 愛知県和牛改良協会の事業推進指導 (愛知県和牛改良協会委託金)

和牛の登録事業を通じて和牛の改良を推進するため、愛知県和牛改良協会の業務受託により、地方審査員の資格を持つ職員が登録業務の推進と農家経営指導を実施する。

⑬ 畜産物輸出対応生産円滑化支援 ((一社)日本畜産物輸出促進協会委託金)

畜産物の輸出拡大に向け、相談窓口を設置するとともに、県担当課との情報共有を図り、生産者の理解醸成や意識向上を図るための普及啓発資料を配布する。

イ 馬の飼養衛生管理に関する情報提供及び調査

① 馬飼養衛生管理特別対策 ((公社)中央畜産会助成金)

乗用馬の飼養衛生管理向上のため、乗用馬関係者を対象に飼養衛生管理技術講習会や馬獣医療実態調査を実施する。

ウ 畜産物に関する理解醸成・情報提供

① 畜産物に関する理解醸成・情報提供 (名古屋競馬株式会社寄付金など)

消費者に本県で生産された畜産物に対する理解を深めてもらうため、あいち畜産フェスタや名古屋競馬場における畜産フェア、地方競馬ミルクウィークの開催を通じて、消費者に対し県内畜産物に関する相談、情報提供やアドバイスを実施する。

エ 畜産に関する表彰事業

① 高橋養鶏賞顕彰 (高橋養鶏賞顕彰事業基金)

高橋養鶏賞顕彰事業実施要領・顕彰規程及び選考審査基準に基づき、養鶏の振興発展に寄与され、その功績が顕著な者を表彰する。

② 家畜品評会等の優秀家畜の表彰 (自己資金)

家畜品評会等の優秀者に対し、褒賞を授与する。

(3) 公3 畜産経営支援活動及び家畜防疫を徹底するための経費に対して助成を行う事業

厳しさの増す畜産経営に対して、経営改善のための高能力家畜の導入助成、共同生産活動強化の助成及び家畜伝染病発生時の経営再開助成等の支援により、安定継続できる経営体を支援する。

ア 畜産経営支援に関する事業

① 地域における肉用牛生産基盤強化等対策 ((独)農畜産業振興機構補助金)

肉用牛生産基盤の強化等を図るため、優良な繁殖雌牛を増頭した地域の中核的担い手生産者に奨励金を交付する。

- ② 畜産経営災害対策のうち肉用牛経営災害緊急支援対策（（独）農畜産業振興機構補助金）
災害による停電時における家畜の生命維持に要する機械の稼働のための非常用電源の整備に係る助成を行う。
- ③ 優良和子牛生産推進緊急支援 （（独）農畜産業振興機構補助金）
肉用子牛生産基盤の安定を図るため、市場等で取引される和子牛の平均価格が発動基準を下回った場合に、飼養管理向上に取り組む和子牛生産者が販売した和子牛に対し、奨励金を交付する事業の申請窓口として取りまとめを行う。
- ④ 肉用牛緊急特別対策 （（独）農畜産業振興機構補助金）
和子牛産地基盤強化緊急特別対策として、和子牛産地の基盤強化を図るため、市場等で取引される和子牛の平均価格が発動基準を下回った場合に、産地基盤強化に資する取組を実施する和子牛生産者が販売・保留した和子牛に対し、奨励金を交付する事業の申請窓口として取りまとめを行う。
- ⑤ 愛知県粗飼料価格高騰対策支援 （県補助金）
高騰が続いている粗飼料に係る支援金を交付し畜産農家の負担を軽減する愛知県事業のうち、肉用牛農家の申請窓口となり、申請の取りまとめ、支援金の交付を実施する。

イ 家畜防疫支援に関する事業

- ① 家畜生産農場衛生対策 （農林水産省補助金及び手数料）
家畜の伝染病清浄化に向けた組織的な伝染病発生予防活動として、牛のヨーネ病、牛ウイルス性下痢（BVD）、牛伝染性リンパ腫（EBL）、牛サルモネラ症の感染拡大防止対策、畜産農場における飼養衛生管理の向上に向けた取り組み、アカバネ病の流行防止対策など家畜生産者による自主的な疾病対策を支援する。
- ② 家畜防疫互助基金支援 （（公社）中央畜産会委託金）
畜産経営に甚大な影響を及ぼす口蹄疫・豚熱等の特定家畜伝染病が発生した場合に経営再開に向けた影響を緩和するため、生産者積立金と（独）農畜産業振興機構補助金で、（公社）中央畜産会に家畜防疫互助基金を造成し、発生時に互助金を交付する。
- ③ 海外悪性伝染病対策支援 （自己資金）
特定家畜伝染病が万が一県内で発生した場合、畜産経営への影響を緩和するため、国や県などの補助対象とならない経費に対して、造成してある資産より支援する。
- ④ 馬伝染性疾病防疫推進対策 （（公社）中央畜産会助成金）
地域における自主防疫活動の強化を図るため、乗用馬・農用馬等を対象とした馬インフルエンザワクチン接種推進及び馬飼養衛生状況の普及啓発等を推進する。

2 収益事業

（1）収1 事務室等の賃貸

ア 事務室等の賃貸

大津橋ビルの土地・建物について、当協会と一般社団法人大津橋会館が、それぞれ十分の三と十分の七の持ち分（面積比）により大津橋ビル運営委員会を組織するとともに共同管理し、会議室及び事務室の賃貸しを実施する。